



凡			例						
用	途	地	域	容積率の適用区域 ※容積率超過区域は、用途別容積率の適用	容積率の適用区域 ※容積率超過区域は、用途別容積率の適用	容積率の適用区域 ※容積率超過区域は、用途別容積率の適用	容積率の適用区域 ※容積率超過区域は、用途別容積率の適用	容積率の適用区域 ※容積率超過区域は、用途別容積率の適用	容積率の適用区域 ※容積率超過区域は、用途別容積率の適用
	都	市	計	画	区	域			
	第一種低層住居専用地域			8 10	5 10	4 10	1.0m	10m	
	第一種中高層住居専用地域			20 10	6 10	—	—	—	
	第二種中高層住居専用地域			20 10	6 10	—	—	—	
	第一種住居地域			20 10	6 10	—	—	—	
	第二種住居地域			20 10	6 10	—	—	—	
	近隣商業地域			20 10	8 10	—	—	—	
	商業地域			40 10	8 10	—	—	—	
	準工業地域			20 10	6 10	—	—	—	
	工業地域			20 10	6 10	—	—	—	
	工業専用地域			20 10	6 10	—	—	—	
	用途地域の指定のない区域			20 10	7 10	—	—	—	
	高度利用地区			容積率の適用区域の容積率の適用範囲の適用 ※容積率超過区域は、用途別容積率の適用	40 10	8 10	20 10	200m	
	第一種特別工業地区								
	第二種特別工業地区								
	大規模客施設規制地区								
	準防火地域								
	都市計画道路								
	都市公園・緑地・墓園								
	土地地区画整理事業区域								
	土地地区画整理事業区域 (都市計画決定外)								
	第一種市街地再開発事業区域								
	都市施設（その他）								
	下水道計画区域								
	地区計画								

容積率
建ぺい率

座標系の測地原子は測地成果 2011 を指定する
測地成果 2011 は平成 23 年 1 月 21 日時点の
測地法施行令（昭和 24 年政令第 322 号）第 2 条
及び第 3 条を典拠とする第Ⅷ座標系
投影は横メルカトル図法
図形に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は 0.5 キロメートル
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は 2 メートル